

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 矢 野 雄 嗣 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 越 智 豊

監査結果の報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和3年度の財政的援助団体等監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

1 監査の種類 財政的援助団体等監査

2 監査の対象 今治コミュニティ放送株式会社（出資団体）
〔総合政策部 企画防災政策局 防災危機管理課
（旧 総務部 防災危機管理課） 主管〕

一般社団法人 今治市医師会（補助金）
〔健康福祉部 健康福祉政策局 健康推進課 主管〕

富士建設工業株式会社（伯方斎場 指定管理者）
〔市民環境部 市民環境政策局 環境政策課
（旧 市民環境部 生活環境課） 主管〕

社会福祉法人 今治市社会福祉協議会（今治市宮窪福祉センター 指定管理者）
〔健康福祉部 健康福祉政策局 福祉政策課 主管〕

一般財団法人 今治文化振興会（今治市玉川近代美術館 指定管理者）
〔産業部 交流振興局 文化振興課
（旧 教育委員会事務局 文化振興課） 主管〕

3 監査の期間及び監査を実施した監査委員等

監査の期間	監査を実施した監査委員等
令和3年11月26日～令和4年2月21日	木原盛展・羽藤謙司
令和4年2月21日～令和4年6月23日	木原盛展・越智豊

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和2年度における財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果 次頁のとおり

今治コミュニティ放送株式会社（出資団体）

1 主管部課

総合政策部 企画防災政策局 防災危機管理課（旧 総務部 防災危機管理課）

2 出資の金額

26,450,000 円

3 出資の目的

市民への防災・災害情報及び行政情報の提供手段として当該事業者のコミュニティ FM を活用するため、経営基盤を強化し安定的な経営を確保すること及び経営への関与の度を高めることを目的とする。

4 監査結果

経理事務について、関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘)

- 1 市は、今治コミュニティ放送株式会社と緊急告知ラジオ売買契約及び販売委託契約を締結しているが、当該売買契約に基づくラジオの納品のうち、同社の販売委託用として市に納品されたラジオの検収は書類確認だけで済ませていたので、適正に事務処理をされたい。(主管部課)

一般社団法人 今治市医師会（補助金）

1 主管部課

健康福祉部 健康福祉政策局 健康推進課

2 補助金の名称

今治市休日夜間急患センター運営事業補助金

3 補助金の金額

24,578,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市休日夜間急患センター運営事業実施要綱、
今治市休日夜間急患センター運営事業補助金交付要綱

5 補助の目的

休日又は夜間の診療を行う急患センターを整備し、地域における急病患者的の医療を確保することを目的とする。

6 監査結果

経理事務について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

富士建設工業株式会社（伯方斎場 指定管理者）

1 主管部課

市民環境部 市民環境政策局 環境政策課（旧 市民環境部 生活環境課）

2 指定管理料

7,675,000 円／年

3 施設概要

名 称	伯方斎場
所 在 地	今治市伯方町木浦乙1003番地2
設 置	平成7年11月1日
目 的	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場であり、人生終焉の荘厳な場として、「故人との別れ」の儀式を厳粛かつ円滑に執り行うことを目的する。
土地	5,809.11 m ²
建物	鉄筋コンクリート造平屋建て 延床面積 本体402.22m ² 付属2.61m ²

4 業務内容

- （1）火葬の執行に関する業務
- （2）火葬場の休業日及び開場時間の臨時変更に関する業務
- （3）火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務等

5 監査結果

当施設の管理に関する主管課及び指定管理者の行う事務について、関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

社会福祉法人 今治市社会福祉協議会
(今治市宮窪福祉センター 指定管理者)

1 主管部課

健康福祉部 健康福祉政策局 福祉政策課

2 指定管理料

10,112,000 円／年

3 施設概要

名 称	今治市宮窪福祉センター
所 在 地	今治市宮窪町宮窪3544番地2
設 置	平成10年10月 1 日
目 的	在宅福祉その他の福祉サービスを実施し、住民の社会福祉の増進を図ることを目的とする。
土 地	敷地面積 15,234.00 m ² (第2駐車場を除く。)
建 物	延床面積 2,098.21 m ² 鉄筋コンクリート造3階建 (地上2階 地下1階)

4 業務内容

- (1) 福祉センターの使用許可及びその取消し等に関する業務
- (2) 市長の承認を受け、休館日及び開館時間の臨時変更に関する業務
- (3) 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要があると認める業務

5 監査結果

当施設の管理に関する主管課及び指定管理者の行う事務について、関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘)

- 1 利用料金の設定業務や宣伝広報業務において、仕様書等の業務基準を満たしていないものが見受けられたので、仕様書等に沿って適正に事務処理されたい。(団体)
- 2 利用料金の設定業務や宣伝広報業務において、仕様書等の業務基準を満たしていないものが見受けられたので、指定管理者に対して業務改善の指示をされたい。(主管部課)

一般財団法人 今治文化振興会
(今治市玉川近代美術館 指定管理者)

1 主管部課

産業部 交流振興局 文化振興課 (旧 教育委員会事務局 文化振興課)

2 指定管理料

18,035,000 円/年

3 施設概要

名 称	今治市玉川近代美術館
所 在 地	今治市玉川町大野甲86番地4 他
設 置	昭和61年12月3日
目 的	学術文化に関する資料を収集管理して公衆の観覧に供し、あわせて調査研究ならびに保存顕彰につとめ、文化芸術の振興に寄与することを目的とする。
土 地	玉川近代美術館 2,512.29 m ² 文化交流館 930.00 m ²
建 物	玉川近代美術館 延床面積 642.62 m ² 鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階 文化交流館 延床面積 353.52 m ² 鉄筋コンクリート造

4 業務内容

- (1) 美術館と共通使用する他の公の施設の使用の許可及びその取消し等に関する業務
- (2) 市長の承認を受け、休館日及び開館時間の臨時変更に関する業務
- (3) 美術館の収蔵品、施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

5 監査結果

当施設の管理に関する主管課及び指定管理者の行う事務について、関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘)

- 1 市が徴収委託している物品売払代金について、独立した口座で保管することとし、仕様書に沿って適正に対応されたい。(団体)
- 2 内部で定められた会計処理規則どおりに処理されていないものが見受けられた。規則改正を含めて検討し、適正に事務処理されたい。(団体)